

○財務省告示第百九十九号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十一年五月二十二日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十一年六月九日

財務大臣 与謝野 馨

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第八十一
回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九
年法律第二十三号）第四十六条第
一項及び第六十二条第一項

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法律
（平成十三年法律第七十五号）以
下「振替法」という。）の規定の
適用を受けるものとし、その振替
機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし
、価格競争入札において募入
の決定を受けた各申込みの応募
価格を募入額により加重平均し
て得られる価格をその発行価格
とするものによる発行（以下「非
競争入札発行」という。）、価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市

入札発行
利率
の経過
払込み

(一) 年〇・八パーセントは、募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加えて、次の算式により算出した金額を第二号の規定する日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.8}{100} \times \frac{63}{365}$$

初期利子

(二) 発行時において、その利率に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式に、前記(一)の算式に、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額を乗じた金額を乗じた金額を乗じた金額を控除することができる。

平成二十一年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

二十	十九	十八	十七	十六	十五
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支	償還金額	償還期限
平成二十一年五月二十二日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額百円につき百円	平成二十六年三月二十日	利子を支払う。前六月間に属する
					て、その日以前。六月間に属する
					を、支払期とし、各支払期におい
					毎年三月二十日及び九月二十日
					後の二期